

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成29年1月26日(2017.1.26)

【公開番号】特開2015-230443(P2015-230443A)

【公開日】平成27年12月21日(2015.12.21)

【年通号数】公開・登録公報2015-080

【出願番号】特願2014-117593(P2014-117593)

【国際特許分類】

G 0 3 G 21/00 (2006.01)

【F I】

G 0 3 G 21/00 3 1 8

【手続補正書】

【提出日】平成28年12月8日(2016.12.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

短冊状の弾性ブレードで構成され、前記弾性ブレードの先端稜線部を表面移動する感光体の表面に当接して、前記感光体表面から付着物を除去するクリーニングブレードにおいて、

前記弾性ブレードの前記先端稜線部は、少なくともアクリレート、又はメタクリレートを含む紫外線硬化樹脂が含浸されることで前記先端稜線部表面に架橋構造が形成され、前記当接部の算術平均粗さR_aが、0.1[μm]以上、0.3[μm]以下であることを特徴とするクリーニングブレード。

【請求項2】

請求項1のクリーニングブレードにおいて、前記弾性ブレードの含浸部における前記感光体との当接面に対する垂直面において、前記先端稜線部の任意の点から前記垂直面を形成する短辺方向に100[μm]、長手方向に1[μm]の範囲の二乗平均平方根高さS_qが0.3[μm]以上0.7[μm]以下であることを特徴とするクリーニングブレード。

【請求項3】

請求項1又は2のクリーニングブレードにおいて、前記弾性ブレードの含浸部における前記感光体との当接面に対する垂直面における前記先端稜線部から短辺方向に50[μm]離れた位置での十点平均粗さR_zが0.3[μm]以上1[μm]以下であることを特徴とするクリーニングブレード。

【請求項4】

請求項1乃至3いずれか一のクリーニングブレードにおいて、前記クリーニングブレードの含浸部表面のマルテンス硬さが1.0[N/mm²]以上10[N/mm²]以下であることを特徴とするクリーニングブレード。

【請求項5】

感光体と、前記感光体の表面に接触し、その表面上に付着した不要な付着物を除去するためのクリーニング部材とを備え、前記感光体上に形成した画像を最終的に記録媒体に転移させる画像形成装置において、前記クリーニング部材として、請求項1乃至4いずれか一に記載のクリーニングブレードを用いることを特徴とする画像形成装置。

【請求項6】

感光体と、前記感光体の表面に接触し、その表面上に付着した不要な付着物を除去するためのクリーニング部材とを備え、画像形成装置に対して着脱自在に構成されたプロセスカートリッジにおいて、上記クリーニング部材として、請求項1乃至4のいずれか一に記載のクリーニングブレードを用いることを特徴とするプロセスカートリッジ。